

第7回 那珂川市農業委員会会議録

令和4年10月11日、那珂川市農業委員会会長結城五子は、令和4年度第7回農業委員会総会を那珂川市都市整備部外会議室に招集した。

【議案】

第33号 農地法第3条の規定による許可申請について(1件)

第34号 農地法第5条の規定による許可申請について(3件)

第35号 農用地利用集積計画の利用権設定について (3件)

第36号 非農地証明について(1件)

【報告】

第16号 専決処分について 農地法第18条第6項の規定による通知書
(合意解約)について(1件)

第17号 専決処分について 農地改良行為届出書について(1件)

第18号 専決処分について 現況証明について(2件)

第19号 令和4年度利用意向調査(農地パトロール)の調査結果について

<出席委員>

農業委員

会長 結城 五子	1 番 佐伯 隆嘉	2 番 高橋 堅
3 番 山崎 美代子	4 番 白水 正彦	5 番 内野 学
6 番 上野 信之	7 番 佐伯 久典	

農地利用最適化推進委員

1 番 久我 一徳	2 番 添田 英一	3 番 八尋 博基
4 番 真鍋 利明	5 番 重松 栄作	

<欠席委員 >

なし

<事務局>

事務局長	真鍋 勝大
係長	藤野 尊
書記	手嶋 雄美子

開会 (午前9時30分)

(開会前に、前回総会で質問があった市の都市計画の考え方について都市計画課から説明)

議 長	<p>皆さん、おはようございます。ただいまから、令和4年度第7回農業委員会総会を開会します。</p> <p>では、議案審議に入ります前に、議事録署名人の指名を行ないます。5番、内野 学委員と、6番、上野 信之委員を指名します。よろしくお願いいたします。</p> <p>では、議案に入ります。議案第33号番号1、農地法第3条の規定による許可申請についてを事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第33号番号1、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。</p> <p>議案書の1ページをお願いします。資料編は2ページになります。譲受人と譲渡人の住所、氏名、申請地の所在地、地目、面積は議案書に記載のとおりです。譲受人の耕作反別は、5,002平米、契約内容は贈与です。</p> <p>議案書の2ページから7ページに申請書、8、9ページ登記事項証明書、10ページに字図を添付しております。11ページが位置図になります。</p> <p>資料編1ページをお願いします。こちらに記載の判断基準の、農地法第3条第2項の第1号から第7号の規定に該当しないため、3条の許可条件は満たしています。以上です。</p>
議 長	では、担当推進委員の意見をお願いします。
推 進 委 員	9月21日に土地家屋調査士さんと現地確認してきました。土地の交換ということで、特に問題はないと思います。
議 長	質疑がある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	<p>質疑が無いようですので、採決を行います。</p> <p>許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
	(全員挙手)
議 長	<p>全員賛成により、議案第33号番号1は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第34号番号1、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第34号番号1農地法第5条の規定による許可申請についてを説明します。</p> <p>議案書の13ページをお願いします。資料編は3ページになります。1 当事者の住所及び職業、2 許可を受けようとする土</p>

	<p>地の所在、地番、地目、面積等は申請書記載のとおりです。3 転用計画は、(1)転用の目的は資材置場です。理由の詳細は、 現在使用している資材置場から移転する事由が発生したた めとなっています。現在、資材置場として借りている土地の 契約が所有者の意向により解約されるとのことです。(2)利 用期間は許可日から5年間となっています。議案書14ペー ジは、資金計画書になります。15ページに残高証明書の写しを添 付しております。16ページは事業計画書になります。17ページ、 被害防除計画書です。(1)排水計画の雨水排水につきましては、 水路放流。汚水処理はくみ取り、生活雑排水については、 なしとなっています。(2)用地造成に伴う被害防除措置につ いてはその他で、内容は記載のとおりとなっています。</p> <p>続きまして、農地区分について説明します。資料編の3ペー ジをご覧ください。申請地の農地区分は、まず、市街地にある 区域内の農地ではないため第3種農地には該当しません。申 請地周辺に農地の広がりはなく、10ヘクタール以上の集団農地で ないため第1種農地にも該当せず、申請地の農地区分は、第1 種農地、第3種農地、いずれにも該当しないため、第2種農地と 判断できます。</p> <p>議案書18ページをお願いします。第2種農地ですので、候補 地比較表を添付しております。候補地のうち不採用の土地に ついては、施設規模や形状、立地条件等を理由に不採用と判 断し、申請地を採用としています。</p> <p>20ページは水利関係承諾書を添付しております。</p> <p>21ページに農地転用事前協議の回答について、22ページに文 化財確認願いについての回答、23ページから25ページまで土地 の登記事項証明書、26ページ、27ページに法人の登記事項証明 書、28ページに字図、29ページに位置図、30ページから各種図面 等を添付しておりますので確認をお願いします。以上です。</p>
議 長	<p>では、担当農業委員の意見をお願いします。</p>
農 業 委 員	<p>意見を述べる前に一点、いいですか。申請書を持ってこ られるときに、締切日ぎりぎりに持ってこられる方が多い ので、そこら辺は事務局の方で対処して頂きたいと思いま す。現地確認にすぐに行けないこともありますので、よろ しくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>現地は9月21に確認しました。現況はほとんど荒れ地にな</p>

		っております。特に問題はないと判断しました。以上です。	
議	長	質疑がある方は挙手をお願いします。○番委員。	
農	業	委員	3ページの航空写真と字図を比較しますと、これはあっていますか。道路形状はどうなっていますか。
議	長	○番推進委員どうぞ。	
推	進	委員	字図上の道路敷きがなくなっているんじゃないでしょうか。
議	長	事務局どうぞ。	
事	務	局	字図でいうと、申請地の左に通っている道が旧道だったと思うのですが、現況の航空写真では下の方からまっすぐ突き抜けている道が字図上に表記されていません。県や国が道路を作る際、分筆合筆して登記の変更をしないケースがあります。ですので、字図と現況が異なっている状態になっているのだと思います。
農	業	委員	分かりました。
議	長	他に質疑はありませんか。	
		(質疑なし)	
議	長	質疑が無いようですので、採決を行います。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。	
		(全員挙手)	
議	長	全員賛成により、議案第34号番号1は許可することに決定しました。先ほど○番委員が言われていた申請書の件は、事務局の方で対応をお願いします。 次に、議案第34号番号2、農地法第5条の規定による許可申請についてを事務局から説明願います。	
事	務	局	議案第34号農地法第5条の規定による許可申請について番号2を説明します。 議案書の34ページをお願いします。資料編は4ページになります。1 当事者の住所及び職業、2 許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積等は申請書記載のとおりです。3 転用計画は、(1)転用の目的は資材置場。(2)利用期間は許可日から永年となっています。35ページは資金計画書になります。36ページと37ページに預金残高証明書の写しを添付しております。

	<p>38ページに事業計画書、39ページに被害防除計画書をつけております。被害防除計画の(1)排水計画の雨水排水につきましては、水路放流。汚水処理、生活雑排水については、なしとなっています。(2)用地造成に伴う被害防除措置については口の擁壁を設ける。その内容はコンクリート擁壁、高さ1m、それと、ホの防護柵を設けるで、内容はフェンス。高さ3mとなっています。</p> <p>続きまして、農地区分について説明します。資料編の4ページをご覧ください。申請地の農地区分は、まず、市街地にある区域内の農地ではないため第3種農地には該当しません。次に第2種農地かどうかですが、判断基準のひとつで、市役所、この市役所には支所を含みます、それと、鉄道の駅からおおむね500m以内の区域内の農地という規定がございます。資料編4ページの航空写真で、赤い円で囲んだところが、市役所都市整備部庁舎から500mの範囲になります。こちらに申請地が含まれているため、申請地は第2種農地の要件を満たします。</p> <p>農地の広がりには10ヘクタール以上あり、第1種農地の要件も満たしますが、1種農地と2種農地どちらの要件も該当する場合、2種農地として取り扱うことになっておりますので、申請地は第2種農地になります。</p> <p>議案書40ページをお願いします。第2種農地ですので、候補地比較表を添付しております。候補地のうち不採用の土地については、施設規模や立地条件や地権者との交渉不成立を理由に不採用と判断し、申請地を採用しております。</p> <p>42ページは水利関係承諾書になります。43ページに農地転用事前協議の回答について、44ページに文化財確認願いの回答、45ページに土地の登記事項証明書、46ページから48ページに法人の登記事項証明書、49ページに字図、50ページに位置図、51ページから各種図面等を添付しておりますので確認をお願いします。以上です。</p>
議 長	では、担当農業委員の意見をお願いします。
農 業 委 員	<p>9月27日に申請書を持ってこられて、現地を確認しました。個人的は、申請地は農地としては最高のところなので、資材置場になるとのことで残念ではありますが、法的には問題ないですので、否定はできないのかなと思います。以上です。</p>

議	長	質疑がある方は挙手をお願いします。
		(質疑なし)
議	長	では、採決を行います。承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。
		(全員挙手)
議	長	<p>全員賛成により、議案第34号番号2は、許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第34号番号3、農地法第5条の規定による許可申請について事務局から説明願います。</p>
事務局		<p>議案第34号、農地法第5条の規定による許可申請について番号3を説明します。議案書は56ページになります。資料編は5ページをお願いします。</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可申請書になります。</p> <p>1 当事者の住所及び職業、2 許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積等は申請書記載のとおりです。3 転用計画は、(1)転用の目的は社員寮。(2)利用期間は許可日から永年となっています。57ページは、資金計画書になります。58ページに残高証明書の写しを添付しております。</p> <p>59ページは事業計画書になります。60ページは、被害防除計画書です。(1)排水計画の雨水排水につきましては、水路放流。汚水処理、生活雑排水については、公共下水道となっています。(2)用地造成に伴う被害防除措置については、イ土留め工事をする、内容は雑石積み高さ1mから2mとなっています。</p> <p>続きまして、農地区分について説明します。資料編の5ページをご覧ください。申請地の農地区分は、まず、市街地にある区域内の農地ではないため第3種農地には該当しません。申請地周辺に農地の広がり約0.4ヘクタールで、10ヘクタール以上の集団農地でないため第1種農地にも該当せず、申請地の農地区分は、第1種農地、第3種農地、いずれにも該当しないため、第2種農地と判断できます。</p> <p>議案書61ページをお願いします。第2種農地ですので、候補地比較表を添付しております。候補地のうち不採用の土地については、施設規模の不適及び地権者との交渉不成立を理由に不採用と判断し、申請地を採用としています。</p> <p>63ページは水利関係承諾書を添付しております。</p>

		64ページに農地転用事前協議の回答について、65ページに文化財確認願いについての回答、66ページに土地の登記事項証明書、67ページに字図、68ページに位置図、69ページから各種図面等を添付しておりますので確認をお願いします。以上です。	
議	長	では、担当農業委員の意見をお願いします。	
農	業	委員	9月21日に現地確認をしました。特に問題はないと思います。
議	長	質疑がある方は挙手をお願いします。	
		(質疑なし)	
議	長	質疑が無いようですので、採決を行います。決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。	
		(全員挙手)	
議	長	全員賛成により、議案第34号番号3は、許可することに決定しました。 次に、議案第35号番号1から番号 農用地利用集積計画の利用権設定についてを事務局から説明をお願いします。	
事	務	局	議案第35号番号1から番号3、農用地利用集積計画の利用権設定について。議案書の76ページから、81ページまでが利用権設定についての資料になります。資料編は6ページから8ページをご確認ください。 番号1は再設定、番号2と番号3は新規の設定となっております。詳細については、申出書の記載内容をご確認ください。以上になります。
議	長	質疑がある方は挙手をお願いします。	
		(質疑なし)	
議	長	質疑が無いようですので、採決を行います。設定することに賛成の委員は挙手をお願いします。	
		(全員挙手)	
議	長	全員賛成により、承認されました。 次に、議案第36号番号1、非農地証明についてを事務局より説明をお願いします。	
事	務	局	議案第36号番号1 非農地証明について説明します。議案書の83ページを、資料編は12ページをお願いします。 願出人の住所・氏名、土地の所在地などは議案書に記載の

		<p>とおりで。議案書88ページ。20年以上農地として使用されていない旨の上申書が出されています。現地を確認したところ、雑草と雑木が茂っている状態で、農地としての利用は困難な状態でした。</p> <p>資料編の10ページをお願いします。申請地については、第3非農地証明書の発行基準の、(2)のAからカの要件を満たしております。以上になります。</p>
議	長	担当農業委員の意見ををお願いします。
農	業	<p>現地は私も以前からよく知っている土地でしたので、非農地であるということは確認できました。</p> <p>しかし、他の委員の発言にもありましたように、前触れもなく印鑑をもらいに来られました。前もって地番を教えてください、非農地証明を申請する旨を連絡して、現地確認をするための猶予期間を頂きたい。申請者へ、事務局の方から注意、ご指導頂きたいと思います。以上です。</p>
議	長	事務局の方はよろしく願いいたします。 この件について、質疑がある方は挙手をお願いします。
		(質疑なし)
議	長	質疑が無いようですので、採決を行います。証明することに賛成の委員は挙手をお願いします。
		(全員挙手)
議	長	<p>全員賛成により、承認されました。</p> <p>次に、報告事項です。報告については、事務局長の専決事項として処理が終わっている内容です。事務局より報告をお願いします。</p>
事	務	<p>報告第16号番号1専決処分について。農地法第18条第6項の規定による通知書について報告します。議案書の報告の2ページをお願いします。賃貸借の合意解約の通知書になります。賃貸人・賃借人の氏名、住所、対象農地は議案書記載のとおりです。契約内容は利用権になります。令和4年9月13日に合意解約が成立し、同日引き渡しとなっています。3ページに、解約書を添付しています。</p> <p>続きまして報告第17号番号1専決処分について、農地改良行為届出書について報告します。報告の5ページをお願いします。こちらの届出は、農地改良のために、切土や盛土を行う場</p>

合に必要な届出になります。施行面積が1,000平米を超えたり、造成高が1mを超えるような場合には、農地の一時転用許可申請が必要になります。それ以下の簡易なものに関してはこちらの届出になります。届出者の住所・氏名、対象農地は記載のとおりです。改良行為の内容は、2筆の高低差があり、土手の草刈り作業が負担となっているため、低い方の田んぼに盛り土を行い、法面を緩やかな勾配に整形するとのことです。施工後は、従来通り米と飼料用作物を作付けする計画です。

次に、報告第18号番号1専決処分について、現況証明について報告します。18ページに現況証明願を添付しています。農地転用は、令和4年5月19日付けで許可済みです。現地を確認し、令和4年9月1日付けで、現況証明書を発行済みです。

続きまして、報告第18号番号2専決処分について、現況証明について報告します。19ページに現況証明願を添付しています。農地転用は、昭和61年4月1日付けで許可済みです。現地を確認し、令和4年9月21日付けで、現況証明書を発行済みです。

次に、報告第19号令和4年度利用意向調査の調査結果について説明します。1ページ目をご覧ください。今年の8月に実施しました農地パトロールについては、皆さん暑い中調査にご協力いただき、ありがとうございました。事務局の方で、調査結果を取りまとめましたので、ご報告させていただきます。

調査によって、遊休農地とみなした農地について説明をします。表の縦の項目の一番上、遊休農地の部分になります。横に向かって読み上げます。まず、遊休農地のうち①相続税納税猶予農地が0件②3条許可、4条5条届出後の確認が2件、2,048平米、③国報告が27件、17,279平米。④新規調査が1件、415平米、⑤令和3年利用権設定が、0件。合計が30件、面積は19,742平米になります。昨年度の報告値は、47件、面積が40,405平米でしたので、件数は17件減少し、面積は20,663平米減少しています。ただし、昨年度の数字には区画整理事業の区域内の農地6件10,999平米を含みますので、そちらを除きますと、11

	<p>件9,664平米の減少になります。2ページ以降に、遊休農地の現地の写真を添付した一覧を載せておりますので、ご確認ください。</p> <p>こちらの遊休農地については、所有者に対して利用意向調査の文書を送付しております。利用意向調査の回答によっては、再度、約半年後に現地確認を行うこととなっておりますので、必要に応じて3月頃に再度農地パトロールをお願いする可能性があります。その際にご協力をお願いしたいと思います。報告については以上です。</p>
議 長	<p>以上で審議を終わります。</p> <p>次回は11月9日水曜日の9時30分からです。</p> <p>お疲れ様でした。</p>
	10時 34分 閉会